

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人一橋大学後援会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員等とは、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員をいう。
- 二 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- 三 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 この法人は、役員等の毎月の職務執行の対価、理事会、評議員会その他の会議及び打合せへの出席の対価及び退職手当を支払わないこととする。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用を支払うことができるものとする。

(費用の支給方法)

第5条 費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、この法人が公益財団法人への移行の認定を受け、移行の登記をした日から施行する。